

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月28日
【四半期会計期間】	第21期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	グレイステクノロジー株式会社
【英訳名】	GRACE TECHNOLOGY, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大池 信之
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
【電話番号】	03-5777-3838（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 大池 信之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
【電話番号】	03-5777-3838（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 大池 信之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2021年11月9日付けの「特別調査委員会の設置及び2022年3月期第2四半期決算発表の延期に関するお知らせ」で公表しました通り、外部からの指摘を受け、事実経緯の確認のために社内調査、検討を進めた結果、一部の取引について会計処理の適切性に疑念があることを認識しました。かかる事態を受け、当社は2021年11月9日に外部の専門家を委員長とする特別調査委員会を設置し、調査を進めて参りました。

当社は2022年1月27日に特別調査委員会から調査報告書を受領し、売上の前倒し計上、架空売上の計上及び架空原価の計上等の不適切な会計処理の修正が必要との判断をいたしました。

これに伴い当社は、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております連結財務諸表等及び財務諸表等、四半期財務諸表並びに四半期連結財務諸表で対象となる部分について訂正することにいたしました。

これらの決算訂正により、当社が2020年8月7日に提出いたしました第21期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）に係る四半期報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期財務諸表については、南青山監査法人の四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

- 第1 企業の概況
- 第2 事業の状況
- 第4 経理の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第1四半期累計期間	第21期 第1四半期累計期間	第20期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	264,693	171,546	1,143,156
経常利益 (千円)	72,041	2,966	261,576
四半期（当期）純利益 (千円)	43,445	1,621	185,428
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	88,780	245,864	200,451
発行済株式総数 (株)	13,824,000	14,199,300	14,128,500
純資産額 (千円)	1,139,012	1,381,438	1,501,896
総資産額 (千円)	1,764,030	2,227,144	2,348,810
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	3.14	0.11	13.33
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	3.03	0.11	12.92
1株当たり配当額 (円)	—	—	15.00
自己資本比率 (%)	64.3	62.0	63.9

- （注）1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 非連結子会社がありますが、持分法を適用した場合の投資利益については、損益及び利益剰余金その他の項目から見て重要性が乏しく、また、関連会社は存在していないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大により急激に減速し、多くの業種に景況悪化の影響が及んでおります。国内では、緊急事態宣言解除後、段階的な経済活動再開の動きがみられるものの、足元では新型コロナウイルスの新規感染者数の推移や世界的な感染拡大は依然収束が見えず、今後の先行きには予断を許さない状況となっております。国内大手メーカーでは、先進技術に対応するための研究開発投資、及び人手不足に対応するための省力化投資、並びに老朽化した設備の更新等を積極化しており、『マニュアルを「本当に使えるもの」にし、「無駄な経費・工数のかからない」品質の高いマニュアルの普及に努める』という当社の使命と市場ニーズとの適合性が高まっております。

このような経済環境の下、当社では、付加価値の高い製品・サービスの提供に積極的に取り組み、受注・売上・収益の拡大に努めてまいりました。

経営戦略につきましては、今後もより一層、当社の主力サービスである「e-manual」の導入促進を積極的に図り、「e-manual」「GRACE VISION®」の普及に努めてまいります。

2019年11月に設立した米国子会社 GraceVision Inc.につきましては、米国内での新型コロナウイルスの感染拡大により、現在、稼働を停止しておりますが、引き続き、今後の感染拡大状況の把握に努めてまいります。

また、成長のスピードを速めるために、シナジー効果が期待できる企業へのM&Aや事業提携等を引き続き積極的に検討してまいります。

技術面につきましては、「e-manual」及び「完全誘導型AIマニュアル」である「GRACE VISION®」の機能向上に引き続き取り組んでおります。

営業面につきましては、クライアントからの「高品質なマニュアル」への要求の高まりから、コンサルティング案件及び「e-manual」の導入社数が増加いたしました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における業績は、売上高171,546千円（前年同期比35.2%減）、経常利益2,966千円（同95.9%減）、四半期純利益1,621千円（同96.3%減）となりました。

当第1四半期累計期間の業績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

① MMS事業

MMS事業においては、上記のとおり、「e-manual」サービスの導入促進及びコンサルティング案件の獲得を積極的に図ったものの、売上高は78,790千円（前年同期比17.3%減）、セグメント利益は6,172千円（同82.9%減）となりました。

② MOS事業

MOS事業においては、MMS事業の案件獲得に営業リソースを集中させた結果、売上高92,755千円（前年同期比45.3%減）、セグメント利益61,954千円（同34.6%減）となりました。

（参考）売上高の季節的変動について

当社の主要顧客先は国内大手メーカーであることから、国内大手メーカーの予算執行日が事業年度末である3月および9月に集中する傾向にあるため、当社の売上高の計上時期が第2四半期会計期間と第4四半期会計期間に偏る傾向が高い反面、販売費及び一般管理費は各四半期毎に概ね均等に発生するという季節的変動要因があります。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期会計期間末の総資産は2,227,144千円となり、前事業年度末に比べて121,665千円の減少となりました。

(流動資産)

流動資産は2,103,720千円となり、前事業年度末に比べて167,688千円減少となりました。これは主に、未取還付法人税等が199,816千円増加した一方で、現金及び預金が298,185千円、受取手形及び売掛金が110,184千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

固定資産は123,424千円となり、前事業年度末に比べて46,022千円増加となりました。これは主に、無形固定資産が47,805千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

流動負債は813,291千円となり、前事業年度末に比べて3,269千円増加となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が11,432千円減少した一方で、その他が14,702千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

固定負債は32,414千円となり、前事業年度末に比べて4,477千円減少となりました。これは主に、社債が5,000千円減少したことによるものであります。

(純資産)

純資産合計は1,381,438千円となり、前事業年度末に比べて120,457千円減少となりました。これは主に、剰余金の処分を行ったこと等により利益剰余金が210,303千円減少した一方で、新株予約権の行使に伴い、資本金が45,412千円、資本剰余金が45,412千円増加したことによるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	50,688,000
計	50,688,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (2020年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2020年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,199,300	14,199,300	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容になんら限定のない当社 における標準となる株式であ ります。なお、単元株式数は 100株であります。
計	14,199,300	14,199,300	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2020年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	70,800	14,199,300	45,412	245,864	45,412	237,813

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,123,500	141,235	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,900	—	—
発行済株式総数	14,128,500	—	—
総株主の議決権	—	141,235	—

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
グレイステクノロジー株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目8番21号	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表については、南青山監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社は、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,751,577	1,453,391
受取手形及び売掛金	181,398	71,213
仕掛品	41,008	44,085
未収還付法人税等	171,094	370,911
その他	126,329	164,118
流動資産合計	2,271,408	2,103,720
固定資産		
有形固定資産	32,889	31,081
無形固定資産	18,080	65,885
投資その他の資産	26,432	26,457
固定資産合計	77,401	123,424
資産合計	2,348,810	2,227,144
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	61,887	50,455
1年内償還予定の社債	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	9,996	9,996
仮受金	※ 489,672	※ 489,672
その他	218,464	233,167
流動負債合計	810,021	813,291
固定負債		
社債	10,000	5,000
長期借入金	5,018	2,519
その他	21,873	24,895
固定負債合計	36,891	32,414
負債合計	846,913	845,705
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,451	245,864
資本剰余金	463,809	509,222
利益剰余金	836,268	625,965
自己株式	△348	△348
株主資本合計	1,500,181	1,380,703
新株予約権	1,715	735
純資産合計	1,501,896	1,381,438
負債純資産合計	2,348,810	2,227,144

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	※ 264,693	※ 171,546
売上原価	77,524	40,734
売上総利益	187,169	130,811
販売費及び一般管理費	114,771	128,350
営業利益	72,397	2,461
営業外収益		
受取利息	1	736
営業外収益合計	1	736
営業外費用		
支払利息	220	171
売上債権売却損	136	60
営業外費用合計	356	231
経常利益	72,041	2,966
税引前四半期純利益	72,041	2,966
法人税、住民税及び事業税	16,030	△3,916
法人税等調整額	12,565	5,261
法人税等合計	28,595	1,344
四半期純利益	43,445	1,621

【注記事項】

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※ 仮受金

当社の架空売上に係る売上代金の一部又は全部について、当社の役員等より偽装入金されたものであります。

(四半期損益計算書関係)

※ 売上高の季節的変動

当社の主要顧客先は国内大手メーカーであることから、国内大手メーカーの予算執行日が事業年度末である3月および9月に集中する傾向にあるため、当社の売上高の計上時期が第2四半期会計期間および第4四半期会計期間に偏る傾向があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	1,977千円	4,626千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	96,767	7	2019年3月31日	2019年6月28日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	211,924	15	2020年3月31日	2020年6月29日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	MMS事業	MOS事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	95,223	169,469	264,693	—	264,693
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	95,223	169,469	264,693	—	264,693
セグメント利益	36,022	94,702	130,724	△58,327	72,397

(注) 1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配賦しない全社費用が含まれており、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期財務諸表の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	MMS事業	MOS事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	78,790	92,755	171,546	—	171,546
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	78,790	92,755	171,546	—	171,546
セグメント利益	6,172	61,954	68,127	△65,665	2,461

(注) 1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配賦しない全社費用が含まれており、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	3円14銭	0円11銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	43,445	1,621
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	43,445	1,621
普通株式の期中平均株式数(株)	13,823,882	14,129,875
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3円03銭	0円11銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	500,389	317,285
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年7月28日

グレイステクノロジー株式会社
取締役会 御中

南青山監査法人
東京都港区

代 表 社 員 公認会計士 桂 川 修 一
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公認会計士 高 口 洋 士
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているグレイステクノロジー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る訂正後の四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、グレイステクノロジー株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期財務諸表を訂正している。

なお、元監査人は、訂正前の四半期財務諸表に対して2020年8月7日に四半期レビュー報告書を提出しているが、当監査法人は、当該訂正に伴い、訂正後の四半期財務諸表に対して本四半期レビュー報告書を提出する。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。